

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業倫理と法令遵守の徹底及び内部統制の強化を推進するとともに、効率性・健全性・透明性の高い経営の実現により、株主・顧客・従業員・取引先等のステークホルダーに適正な利益を継続的に確保・還元するための企業価値の拡大に努め、貢献するという経営方針を実現するため、経営上の組織体制を整備するなどの諸施策を実施して、その責任を果たしていくことを基本方針としております。

当社取締役会では、社内取締役と独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、監査役による監査を通じ、取締役の業務の適法性、効率性、意思決定プロセスの妥当性などを厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実を図っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
白岩直人	8,375,000	28.21
株式会社こうどうホールディングス	4,900,000	16.50
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	4,605,900	15.51
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	590,000	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口9)	560,900	1.89
OBERWEIS INTERNATIONAL OPPORTUNITIES INSTITUTIONAL FUND (常任代理人シティバンクエヌエイ東京支店)	428,100	1.44
資産管理サービス信託銀行(証券投資信託口)	349,200	1.18
OBERWEIS INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND (常任代理人シティバンクエヌエイ東京支店)	297,900	1.00
村田吉隆	242,000	0.82
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB) (常任代理人野村證券)	232,127	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 上記の「外国人株式保有比率」及び「大株主の状況」は、2018年12月31日現在の状況です。
 - 上記のほか、自己株式540,193株があり、上記の「大株主の状況」の「割合」は、自己株式を除いた発行済株式の総数に対する所有株式数の割合を記載しております。
 - 2019年1月9日付の大量保有報告書及びその後提出された大量保有報告書の訂正報告書(2019年1月10日付)において、レオス・キャピタルワークス株式会社が2018年12月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

【氏名または名称】 レオス・キャピタルワークス株式会社
 【住所】 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
 【保有株券等の数】 株式 1,639,100株
 【株券等保有割合】 5.43%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森 嶺	他の会社の出身者											
柳井 俊二	他の会社の出身者											
前川 晶	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森 嶺	○	同氏とは、責任限定契約を締結しております。	金融機関や会社経営者としての豊富な経験を背景に、社外取締役として当社の経営に関するチェック機能に十分な役割を期待できるものと考え、選任致しました。 (独立役員の指定理由) 同氏は、当社が定める独立性基準を満たし、当社の主要株主や取引先等の出身者ではないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として最適であると判断しております。

柳井 俊二	○	国際海洋法裁判所判事及びブラウドフットジャパン株式会社取締役をそれぞれ兼任しております。 なお、同氏とは、責任限定契約を締結しております。	外務省勤務を初めとする国際的なご活躍の中で培われた経験や見識に基づき、客観的な立場から当社の取締役会に貴重なアドバイスをいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するために選任致しました。 (独立役員の指定理由) 同氏は、当社が定める独立性基準を満たし、当社の主要株主や取引先等の出身者ではないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として最適であると判断しております。
前川 晶	○	法律事務所イオタのパートナー弁護士、東京簡易裁判所調停委員をそれぞれ兼任しております。 なお、同氏とは、責任限定契約を締結しております。	会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士として法律事務所・金融行政当局で培ってきた豊富な経験・見識を活かし、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけることに加え、コンプライアンス全般に対する適切な助言をいただけると判断し、選任致しました。 (独立役員の指定理由) 同氏は、当社が定める独立性基準を満たし、当社の主要株主や取引先等の出身者ではないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として最適であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査責任者は緊密に連携するとともに、定期的に情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小松澤 仁	他の会社の出身者													
山口 久男	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小松澤 仁		株式会社日本証券新聞社監査役(非常勤)及びSBIいきいき少額短期保険株式会社社外監査役(非常勤)を兼務しております。 なお、同氏とは、責任限定契約を締結しております。	金融機関及び事業会社での管理部門の要職、会社経営者として豊富な経験と知識を有し、当社の監査役として経営監視と有効な助言等を期待し、選任致しました。
山口 久男		山口久男税理士事務所の代表、エームサービス株式会社社外監査役(非常勤)及びホームポジション株式会社社外取締役・監査等委員を兼務しております。 なお、同氏とは、責任限定契約を締結しております。	国税局の要職を歴任し、また、税理士として多くの企業経営全般にわたる指導に従事しており、当社の監査役として経営監視と有効な助言等を期待し、選任致しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

コーポレートガバナンスの適正の確保と更なる強化に向けて、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準について定めております。

独立性判断基準

当社における社外取締役または社外監査役のうち、以下のいずれの基準にも該当しない当該社外取締役または社外監査役は、独立性を有すると判断されるものとしております。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
2. 当社の主要な取引先である者またはその業務執行者である者
3. 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等(その財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者。)
4. 当社の主要借入先またはその業務執行者である者
5. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
6. 当社の業務執行者である者が他の会社の社外役員に就いている、または就いていた場合における当該他の会社の業務執行者である者
7. 当社の大株主またはその業務執行者である者
8. 過去3年間に於いて上記1から7のいずれかに該当していた者
9. 上記1から8までのいずれかに該当する者(なお、重要な地位にある者に限る)の近親者等
10. 当社または当社の子会社の取締役、執行役もしくは支配人その他の重要な使用人である者の近親者等

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の1%以上の支払いを当社から受けた者をいう。
2. 「当社の主要な取引先である者」とは、当社の直近事業年度における年間連結売上高の1%以上の支払いを当社に行っている者をいう。
3. 「業務執行者である者」とは、会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者をいう。
4. 「主要借入先」とは、直近の事業年度における連結ベースでの借入額が、当該事業年度における当社の連結総資産の2%以上の借入先であることをいう。
5. 「一定額」とは、年間1,000万円であることをいう。
6. 「大株主」とは、当社における総議決権の10%以上の議決権を保有する者であることをいう。なお、持株比率は自己株式を控除して算定するものとし、大株主には当社自身を含まないものとする。
7. 「重要な地位にある者」とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人である者をいう。
8. 「近親者等」とは、配偶者及び二親等内の親族である者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。
付与対象者ならびにその付与個数に関しましては、取締役会にて審議、検討の上決議しており、公正な手続きを行っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社役職員に対して、新株予約権を発行しております。

有償の新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の2.8%に相当しますが、本新株予約権はあらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。

このため、本新株予約権の発行は当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

また、上記の有償の新株予約権とは、別に無償の新株予約権を発行しております。当該新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.6%に相当します。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役及び監査役のそれぞれの報酬は、有価証券報告書、事業報告書において総額を開示しております。

なお、報酬等の総額が1億円以上の者は存在していません。

2018年12月期において、取締役及び監査役に支払った報酬その他の業務遂行の対価である財産上の利益の額(年額)は、161百万円(11名)であり、その内訳は、取締役8名に対し151百万円(うち社外取締役3名に対し16百万円)、監査役3名に対し9百万円(うち社外監査役2名に対し5百万円)です。取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各役員の報酬等は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で職責や業績貢献度に応じて取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理本部において行っております。

具体的には、当社の事業内容及び事業の進捗状況を適宜説明し、また、必要な資料や情報を速やかに開示し、社外取締役及び社外監査役の業務をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1. 取締役会

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名にて構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に臨時開催を行っております。取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

2. 監査役会・監査役

当社は、会社法及び関連法令に基づき監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名から構成されています。

監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況等の調査をしており、取締役の職務執行を監督しております。

監査役会は、原則毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に臨時開催し、各々監査役の監査内容について報告する等監査役間での意見交換・情報共有等を行っております。また、監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

3. 内部監査

当社は、会社の資産の保全のため、また、業務の適正な執行状況を確認するため、内部監査制度を設けており、社長直轄の内部監査担当者1名がその業務を遂行しております。

内部監査に関する基本事項を内部監査規程に定め、監査役及び会計監査人と内部監査情報の緊密な連携のもと、内部監査計画書に基づき実施しております。

内部監査結果は代表取締役社長に報告するほか、被監査部門と意見交換を実施し必要に応じて改善を促しフォローアップを行うことにより、不正行為の未然防止に努めております。

4. 会計監査人

太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人の監査を受けて、会計上の課題については随時確認を行い、会計処理の適正化に努めております。

なお、業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員業務執行社員 小松亮一

太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員業務執行社員 陶江徹

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役の3分の1超を社外取締役(3名)とし、経営に対するチェック機能を高めております。

また、社外監査役を2名選任し、社外取締役と併せてコーポレート・ガバナンス機能を担保しております。

さらに、必要に応じ顧問弁護士に対して意見を求められる体制も構築しております。

以上より、現状の会社規模等を勘案すれば、現段階においてはガバナンス体制が十分構築できているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第13回定時株主総会招集通知は、2019年3月11日に発送いたしました。 なお、東京証券取引所へは、2019年2月28日に提出いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの方にご出席いただけるよう集中日を避けることに留意しています。 第13回定時株主総会は、2019年3月27日に開催いたしました。
その他	第13回定時株主総会招集通知は、2019年2月28日に当社のホームページに掲載して、インターネットによる閲覧を可能としております。 議決権行使の状況は、2019年3月29日付で提出いたしました臨時報告書記載のとおりです。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ではIR情報の開示方針を策定し、当社ウェブサイトにて公表しています。 https://www.jia-ltd.com/ir/disclaimer/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け会社説明会は、東京、大阪およびその他の地方を含めまして、適宜開催しております。 2018年は、下記の通り開催しております。 2018年2月15日 個人投資家向け会社説明会(SMBC日興証券高槻支店にて) 2018年2月20日 個人投資家向け会社説明会(みずほ証券兜町支店にて) 2018年2月21日 個人投資家向け会社説明会(みずほ証券本店営業部にて) 2018年4月12日 個人投資家向け会社説明会(大和証券高松支店にて) 2018年7月6日 個人投資家向け会社説明会(大和証券北九州支店にて) 2018年8月10日 個人投資家向け会社説明会(日本証券新聞リサーチ主催、札幌にて) 2018年10月10日 個人投資家向け会社説明会(三菱UFJモルガンスタンレー証券神戸支店にて) 2018年10月11日 個人投資家向け会社説明会(みずほ証券徳島支店にて) 2018年10月12日 個人投資家向け会社説明会(SMBC日興証券高松支店にて) 2018年11月20日 個人投資家向け会社説明会(ひろぎん証券本店にて) 2018年11月21日 個人投資家向け会社説明会(日本証券新聞リサーチ主催、福岡にて) 2018年11月22日 個人投資家向け会社説明会(みずほ証券熊本支店にて)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2018年は、下記の通り開催しております。 2018年2月13日 機関投資家向け決算説明会(公益社団法人日本証券アナリスト協会主催、日経茅場町第1セミナールームにて) 2018年8月7日 機関投資家向け決算説明会(公益社団法人日本証券アナリスト協会主催、日経茅場町第1セミナールームにて)	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2018年3月6日にマレーシアにて現地機関投資家向け説明会を、 2018年6月11日～13日に香港およびシンガポールにて現地機関投資家向け説明会を、 2018年12月10日～13日に米国ニューヨーク、シカゴにて現地機関投資家向け説明会をそれぞれ開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、PR資料、有価証券報告書又は四半期報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会の招集通知等の情報を掲載しております。 https://www.jia-ltd.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンスを推進するための基本的な考え方を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」、「IR情報の開示方針」等において、ステークホルダーの立場を尊重する旨を規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を開示することが上場会社としての責務であると考えており、この責任を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分認識しております。このことを常に認識し、株主や投資家に対して迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行ってまいります。 当社は、「IR情報の開示方針」を定めて、企業経営情報である財務報告書や企業活動に係わる情報を適時に開示しており、また、当社ホームページへも掲載し、積極的に情報提供を行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要】

1. 当社グループにおける取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社及び当社子会社(以下、あわせて「当社グループ」という。)の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (2)取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (3)コンプライアンスの状況は、コンプライアンス委員会により取締役及び監査役に対し報告を行うとともに、各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識したうえで、法令遵守体制を整備し、推進する。
- (4)代表取締役社長直轄の内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- (5)法令違反その他法令上疑義のある行為等については、当社グループの通報窓口を設置し、適切に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理する。
- (2)取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役会は、コンプライアンス、個人情報、自然災害、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- (2)リスク情報等については各部門責任者並びにグループ会社各責任者より取締役及び監査役に対し報告を行うとともに、組織横断的にリスク状況を監視し、対応する。また、それぞれの担当部署は、リスク管理に関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、適切にリスク対応を行う。
- (3)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止するものとする。
- (4)内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直すものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、代表取締役及び各取締役は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、社内規程に定められた権限及び責任の範囲で、自己の業務を執行する。
- (2)取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行い、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
- (3)各部門においては、社内規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

5. 当社子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社においては、「グループ経営理念」に基づき、社会倫理、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、業務の適正を確保し、実効性のある経営管理を行う。
- (2)子会社においては、当社の諸規程に準じ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な規程並びに取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程の整備を推進する。
- (3)子会社においては、当社の諸規程に準じ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備を推進するとともに、グループ各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正を確保する。
- (4)子会社においては、損失の危険の管理に関する規程の整備を推進するとともに、個々のリスクの把握と統合的なリスク管理の体制を整備し、不測の事態が発生した場合には損害拡大を防止すべく適切な対応を行うものとする。
- (5)子会社においては、当社に対し必要な経営上の報告を行う。
- (6)当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況を監査する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役からの求めがある場合には、速やかに監査役を補助する使用人を置くこととする。
- (2)指示を受けた使用人はその指示に関しては、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指示の実効性を確保するとともに取締役からの独立性を確保する。
- (3)監査役の指示に従ったことを理由に、人事その他社内処遇上、何らの不利益な取扱をすることは行わない。

7. 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
- (2)当社グループの取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況、その他、監査役の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに当社監査役又は監査役会に対して報告を行う。当該報告事項には、当社グループ会社から当社取締役及び使用人が報告を受けた重要事項を含む。
- (3)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1)監査役がその職務の執行に必要な費用について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払又は償還の請求をした場合は、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、代表取締役との間で定期的な会合をもち、情報交換や業務執行状況を報告、検討するなど代表取締役との相互認識を深めた体制とする。
- (2)監査役は、内部監査部門・会計監査人との連携等を通じ、監査の実効性と効率を高めた体制を構築する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1)当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の体制を構築する。

【当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社グループは、グループ経営理念の実現のため、当社グループの役職員に対して、その理念を周知しています。
 - (2)当社グループの役職員は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止等を図るため、入社時及び毎年度に「コンプライアンス・マニュアル」を理解し、遵守する旨の誓約書を提出しています。
 - (3)当社グループの役職員から通報や相談を受ける内部通報制度を設け、通報者の保護を図るとともに問題の早期発見と改善に努めています。
 - (4)インサイダー取引の防止に関しては、インサイダー取引防止規程を制定し当社グループの役職員に周知徹底しており、法人関係情報についても社内にて厳重に一元管理しております。加えて、外部の研修会への参加、外部講師による社内セミナー等を実施するとともに、当社グループの役職員による当社株式の売買については、発注前の売買届出を徹底し情報管理責任者による発注の可否の審査を経て発注するフローにしており、不正売買に対する牽制機能を強化しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、法令及び「文書管理規程」、「稟議規程」等に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。
 - (2)取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧しています。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)「リスク管理規程」に基づき、リスク管理に関する諸問題等の討議を行っています。
 - (2)安否確認システムを活用した役職員の安否確認訓練や自衛消防訓練を実施するなど、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じられる体制を整えています。
 - (3)内部監査部門は、当社グループの業務運営や管理の適切性について、独立した立場から監査を行っています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)当社は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討し、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行い、内部統制システムの実効性の向上を図っております。
5. 当社子会社における業務の適正を確保するための体制
 - (1)当社子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社管理担当部門がモニタリングを行い、主要子会社の経営状況を把握しています。
 - (2)当社子会社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業の進捗状況や業績動向の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議を行っています。
 - (3)当社子会社の管理を担当する部門は、当社子会社の事業と密接に関連する担当本部とし、担当本部は、当社子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理指導しています。また、当社子会社の経営計画、資金・業績・人事等の経営管理は、管理本部がチェックしています。
 - (4)当社の監査役は、当社子会社の監査役と定期的に意見交換や問題を共有し、内部監査担当者は、当社子会社の内部監査を実施しています。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1)当社は、監査役を補助する使用人を置いていません。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、速やかに対応します。
7. 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1)監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握しています。また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めています。
 - (2)当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況等の内容を報告しています。
8. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1)監査役がその職務の執行について生ずる費用は、会社が負担しております。
9. その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)監査役は、監査体制の状況に関しては、監査役は取締役会のほか重要な会議及び当社子会社の監査役との連絡会議等に参加し報告を受けた内容の監視・検証を行っています。監査役は、内部監査部門から定期的に内部監査結果の報告を受け、会計監査人からは会計監査及び内部統制の監査結果について報告を受け討議を行っています。
 - (2)監査役会は、代表取締役との定期的な会合を実施し、監査に関する重要課題、会社が対処すべき課題等について意見交換を行っています。
 - (3)内部監査部門は、定期的に当社子会社の内部監査を実施し、外部監査人との協働を含め内部統制の有効性の評価を行っています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- (1)当社グループは、反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (2)反社会的勢力による被害を防止するための教育体制を構築するとともに、対応方法等を整備し、周知する。

(3)反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

- (1)当社グループは、反社会的勢力等からの不当要求に対応する統括部署を設置し、反社会的勢力との取引を防止しております。
- (2)当社グループは、反社会的勢力の事前排除に関し必要な事項を定め、体制を整備し健全な業務の遂行を確保しています。
- (3)反社会的勢力による被害を防止するための教育を実施し、内部管理体制を強化しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

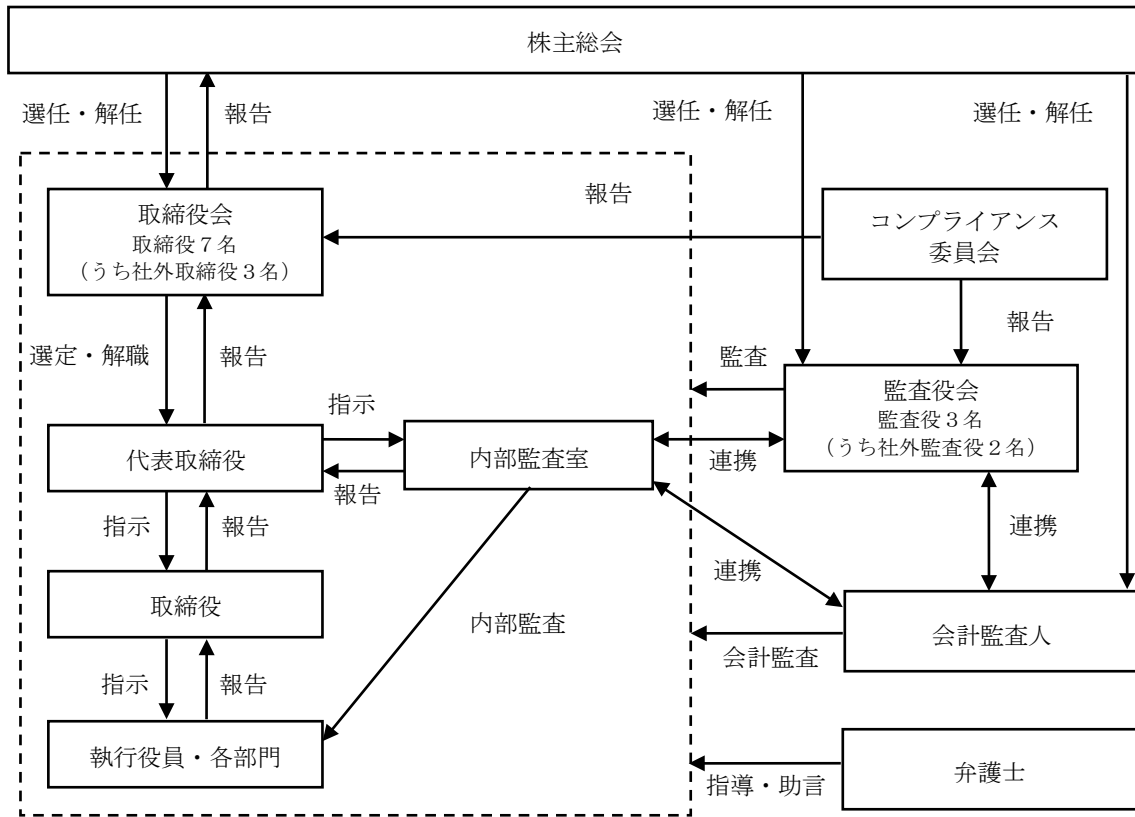
情報開示の社内体制

情報開示については、当社経営企画部 広報・IR室(以下、「情報開示担当部署」という。)が担当部署となり、東京証券取引所との窓口業務のほか、適時開示規則に沿った情報開示業務を統轄します。

情報開示担当部署は、社内の各部門に適時開示の重要性について周知に努め、社内の各部門は、事業活動に伴う決定事実、発生事実のうち投資家の投資判断に重要な影響を与えられられるものについて、情報開示担当部署に報告・相談を行います。またそれら重要な情報は、内部報告もしくは所定の決裁承認の過程で、情報開示担当部署に集約されます。

また、子会社における決定事実、発生事実及び決算情報などの重要事項についても、当社所定の決裁を取得すること、あるいは報告することを義務付けており、グループ内の会社情報で重要あるいは重要である可能性がある情報は、子会社より当該子会社を主管する部署への内部報告あるいは当社所定の決裁承認の過程で、社内の各部門より遺漏・遅滞なく情報開示担当部署へ集約されます。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要図】



適時開示に係る体制整備の状況

<当社グループに係る決定事実・発生事実・決算に関する情報等>

